

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例を次のように公布する。

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例

目次

第1章 総則(第1条—第4条)

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る基準(第5条・第6条)

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等(第7条—第8条)

第4章 特定事業に関する規制(第9条—第25条)

第5章 雑則(第26条—第29条)

第6章 罰則(第30条—第33条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止し、もって生活環境の保全を図るとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及びこれに混入し、又は吸着した物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項に規定する廃棄物(以下「廃棄物」という。)を除く。)をいう。
- (2) 土砂等の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為をいう。ただし、製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験、検査等のための試料の堆積をする行為その他生活環境保全上必要な措置が図られ、かつ、災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為を除く。
- (3) 特定事業 土砂等の埋立て等に供する区域(宅地造成その他の事業が行われる一団の土地の区域内において当該事業の工程の一部として土砂等の埋立て等が行われる場合にあっては、当該事業が行われる一団の土地の区域)以外の場所から採取された土砂等による土砂等の埋立て等をする事業であつて、土砂等の埋立て等に供する区域の面積が3,000平方メートル以上であるものをいう。

一部改正〔令和2年条例12号〕

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生防止に関する施策に協力する責務を有する。

2 土砂等の搬出を伴う事業を行う者は、土砂等の有効な利用を図るとともに、搬出する土砂等により土砂等の埋立て等が行われる場合にあっては、当該土砂等の埋立て等を行う者により適正な土砂等の埋立て等が行われるよう努めなければならない。

3 土砂等を運搬する事業を行う者は、土砂等の埋立て等に使用される土砂等を運搬しようとするときは、当該土砂等の汚染状態を確認し、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁が発生するおそれのある土砂等を運搬することのないように努めなければならない。

一部改正〔平成16年条例47号・令和2年12号〕

(土地所有者等の責務)

第3条の2 土地の所有者、占有者又は管理者(以下「土地所有者等」という。)は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われ、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかに知事への通報その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

追加〔令和2年条例12号〕

(県の責務)

第4条 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、土砂等の埋立て等の適正化に関する施策を推進するものとする。

- 2 県は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生を未然に防止するため、市町と連携して土砂等の埋立て等の状況を把握するとともに、不適正な土砂等の埋立て等を監視する体制の整備に努めるものとする。
- 3 県は、市町が行う土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生防止に関する施策が十分に行われるように技術的な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

一部改正〔平成16年条例47号〕

第2章 土砂等の埋立て等に使用される土砂等に係る基準

(土砂基準)

第5条 土砂等の埋立て等に使用される土砂等の汚染状態の基準(以下「土砂基準」という。)は、土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。

- 2 知事は、土砂基準を定めようとするときは、愛媛県環境審議会の意見を聴くものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(水質基準)

第6条 土砂等の埋立て等に使用された土砂等の層を通過した雨水等(以下「浸透水」という。)の汚濁状態の基準(以下「水質基準」という。)は、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが必要なものとして規則で定める。

- 2 前条第2項の規定は、水質基準を定め、変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

第3章 不適正な土砂等の埋立て等の禁止等

(土砂基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等の禁止等)

第7条 何人も、土砂基準に適合しない土砂等を使用して土砂等の埋立て等をし、又は土砂基準に適合しない土砂等を使用する土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供してはならない。

- 2 知事は、土砂等の埋立て等に土砂基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、速やかに当該土砂等及び当該土砂等の埋立て等がされ、又はされた場所の土壌に係る情報を住民に提供するとともに、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等(当該土砂等により土砂基準に適合しないこととなった土砂等を含む。)の撤去その他の当該土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 知事は、土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、当該土砂等の埋立て等の中止、その原因の調査その他生活環境の保全上必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(土砂基準に適合しない土砂等による土砂等の埋立て等に係る水質検査等)

第7条の2 前条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者は、規則で定める日から起算して2年間、規則で定めるところにより、定期的に、当該命令に係る土砂等の埋立て等の用に供した土地の水質検査(土砂等の埋立て等に使用された土砂等の汚染状況を確認するための浸透水の汚濁状況についての検査をいう。以下同じ。)を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めたとときにあっては規則で定めるところにより当該土地の土壌検査(土壌の汚染状況についての検査をいう。以下同じ。)を行うことによって当該水質検査に代えることができ、又は当該水質検査を行う必要がないと知事が認めたとときにあっては当該水質検査を省略することができる。

- 2 前項に規定する者は、同項の規定による検査を行ったときは、規則で定めるところにより、当該検査の結果を知事に報告しなければならない。

- 3 第1項に規定する者は、同項の規定による検査により、土壌中に土砂基準に適合しない土砂等があることを確認したとき、又は浸透水が水質基準に適合していないことを確認したときは、直ちに、その旨を知事に報告しなければならない。

追加〔令和2年条例12号〕

(土砂等の埋立て等による崩落等の防止措置等)

第8条 土砂等の埋立て等をする者及び土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者は、当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、又は流出しないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 知事は、土砂等の埋立て等に使用された土砂等が崩落し、飛散し、若しくは流出し、又はこれらのおそれがある場合において、生活環境の保全又は住民の生活の安全の確保上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者に対し、これらを防止するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第4章 特定事業に関する規制

(特定事業の許可)

第9条 特定事業を行おうとする者は、特定事業に供する区域(以下「特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定事業については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う特定事業
- (2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令又は条例に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う特定事業
- (3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う特定事業
- (4) 非常災害のために必要な応急措置として行う特定事業
- (5) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為として行う特定事業で規則で定めるもの
(周辺住民への特定事業の周知)

第9条の2 前条の許可を受けようとする者は、同条の許可の申請に先立ち、規則で定めるところにより、特定事業区域の周辺住民に対し、次条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項を周知するための説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条の許可を受けようとする者は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、同項の説明会を開催することができない場合は、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、当該者は、特定事業区域の周辺住民に対し、次条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

追加[令和2年条例12号]

(許可申請の手続)

第10条 第9条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 特定事業区域及び特定事業に供する施設(以下「特定事業場」という。)の位置及び面積
- (3) 特定事業に供する施設の設置計画
- (4) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地
- (5) 特定事業の施工を管理する者の氏名
- (6) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果
- (7) 特定事業に使用される土砂等の量
- (8) 特定事業の施工期間
- (9) 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造
- (10) 特定事業に使用する土砂等の採取場所並びに当該採取場所からの搬入予定量及び搬入計画
- (11) 特定事業区域内の浸透水を採取するための措置
- (12) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するための措置
- (13) その他規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、第9条の許可を受けようとする特定事業が他の場所への搬出を目的として土砂等の堆積を行う特定事業(以下「一時堆積事業」という。)である場合にあっては、当該許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 前項第1号から第5号まで、第8号及び第11号に掲げる事項
- (2) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査結果(当該表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造)
- (3) 年間の特定事業に使用される土砂等の搬入予定量及び搬出予定量
- (4) 特定事業場の構造
- (5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するための措置
- (6) その他規則で定める事項

一部改正[令和2年条例12号]

(意見の聴取)

第11条 知事は、第9条の許可の申請があった場合には、遅滞なく、その旨を当該申請に係る特定事業の施工に関し生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保上関係がある市町の長に通知し、期間を指定して当該市町の長の生活環境の保全及び住民の生活の安全の確保の見地からの意見を聴くものとする。

2 知事は、第9条の許可の申請があった場合には、申請者が次条第1項第6号スからチまで(同号セからタまでにあつては、暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は当該暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)に係る部分に限る。)のいずれかに該当する者であるかどうかについて、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

一部改正〔平成16年条例47号・令和2年12号〕

(許可の基準)

第12条 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

- (1) 特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。
- (2) 特定事業区域内の表土が土砂基準に適合する土砂等であること。
- (3) 特定事業が完了した場合において、当該特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。
- (4) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。
- (5) 特定事業が施工されている間において、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること。
- (6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例又は廃棄物処理法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条の2又は第24条の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人である場合にあつては、当該命令の日当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。)であつた者を含む。)

オ 第23条第1項(第3号エに係る部分を除く。)の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(同号ウに該当することにより許可が取り消された場合を除く。)にあつては、当該取消の処分に係る愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消の日から5年を経過しないものを含む。)

カ 第23条第1項(第3号エに係る部分を除く。)の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出があつた場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合にあつては、当該命令の日当該法人の役員であつた者を含む。)

ケ 廃棄物処理法第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項又は第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(廃棄物処理

法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。)に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)

コ 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項(廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

サ コに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があった場合において、コの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の同令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

シ 特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ス 暴力団員等

セ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)がアからスまでのいずれかに該当するもの

ソ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

タ 個人で規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 知事は、第9条の許可の申請が第10条第2項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1) 特定事業の施工を管理することができる事務所が設置されること。

(2) 特定事業区域内の表土が土砂基準に適合する土砂等であること(特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造が当該特定事業による土壌の汚染を防止するものであること。)

(3) 特定事業場の構造が、当該特定事業区域以外の地域への特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること。

(4) 特定事業区域内の浸透水を採取するために必要な措置が図られていること。

(5) 特定事業に使用される土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに当該土砂等を区分するために必要な措置が図られていること。

(6) 申請者が前項第6号アからチまでのいずれにも該当しないこと。

3 第9条の許可の申請が、法令又は条例に基づく許認可等を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあっては、第1項第3号及び第5号並びに前項第3号の規定は、適用しない。

一部改正〔令和2年条例12号〕

(許可の条件)

第13条 知事は、生活環境を保全し、又は県民の生活の安全を確保するために必要があると認めるときは、第9条の許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第14条 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項第2号、第7号及び第9号又は第2項第1号(同条第1項第2号に係るものに限る。)に掲げる事項の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 変更の内容及び理由

(3) その他規則で定める事項

3 第9条の許可を受けた者は、第10条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更(第1項の許可に係る変更を除く。)その他規則で定める事項の変更をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第9条の2、第11条第1項及び前2条の規定は第1項の許可について、第11条第2項の規定は第3項の届出があった場合について、それぞれ準用する。

一部改正〔令和2年条例12号〕

(土砂等の搬入の届出)

第15条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものを添付して、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものの添付を省略することができる。

(1) 当該土砂等が、国等が行う事業により採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が土砂基準に適合していることについて事前に知事の承認を受けたとき。

(2) 当該土砂等が、採石法、砂利採取法その他の法令又は条例に基づき許認可等がなされた採取場から採取された土砂等である場合であって、当該土砂等が当該採取場から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものが添付されたとき。

(3) 当該土砂等が、他の場所への搬出を目的として土砂等のたい積を行う場所(当該場所において土砂等の採取場所が明確に区分されているものに限る。)から採取された土砂等である場合であって、この条の規定により知事に対してなされた届出に添付された当該土砂等が当該採取場所から採取されたことを証する書面で規則で定めるもの及び当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものの写しが添付されたとき。

(4) その他当該土砂等について、土壌の汚染のおそれがないと知事が認めるとき。

2 第9条の許可を受けた者は、非常災害のために必要な応急措置として、当該許可に係る特定事業区域に土砂等(県外土砂等(県外において採取された土砂等をいう。以下同じ。))を除く。)を搬入するときは、前項の規定にかかわらず、その搬入を開始した後、規則で定めるところにより、同項に規定する書面を添付して、遅滞なくその旨を知事に届け出ることをもって足りる。

3 第9条の許可を受けた者は、前2項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔令和2年条例12号〕

(展開検査等)

第15条の2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場において、当該特定事業の用に供しようとする土砂等を展開する等して、廃棄物及び土壌の汚染のおそれのある物の混入及び吸着の有無について目視による検査を行わなければならない。

追加〔令和2年条例12号〕

(土砂等管理台帳の作成)

第15条の3 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等について、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した土砂等管理台帳を作成しなければならない。

(1) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の採取場所

(2) 当該許可に係る特定事業区域に搬入された土砂等の量

(3) 前条の規定による検査の結果

(4) 当該許可に係る特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、当該許可に係る特定事業区域から搬出された土砂等の量及びその搬出先ごとの内訳

(5) 当該土砂等が県外土砂等である場合は、当該県外土砂等の第15条第1項の規定により届け出た採取場所から特定事業区域までの間の搬出、運搬、保管等の状況に関する事項

(6) その他規則で定める事項

追加〔令和2年条例12号〕

(特定事業に使用された土砂等の量の報告)

第16条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業に使用された土砂等の量（当該特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の搬入量及び搬出量）を知事に報告しなければならない。

一部改正〔令和2年条例12号〕

（特定事業に係る水質検査等）

第17条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業（施工期間が1年を超えるものに限る。）が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときは、規則で定めるところにより当該特定事業区域内の土壌検査を行うことによって、当該水質検査に代えることができる。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の全部若しくは一部を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査を行わなければならない。ただし、当該水質検査を行うことができないと知事が認めるとき、又は当該土壌検査を行う必要がないと知事が認めるときは、当該水質検査又は土壌検査を省略することができる。

3 第9条の許可を受けた特定事業の全部を完了し、若しくは廃止した者又は第23条第1項の規定により当該許可を取り消された者のうち次のいずれかに該当するものは、規則で定める日から起算して2年間、規則で定めるところにより、定期的に、当該許可に係る特定事業区域内の水質検査を行わなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質検査を行うことができないと知事が認めるときにあっては規則で定めるところにより当該特定事業区域内の土壌検査を行うことによって当該水質検査に代えることができ、又は当該水質検査を行う必要がないと知事が認めるときにあっては当該水質検査を省略することができる。

（1）当該特定事業区域に県外土砂等により土砂等の埋立て等をした者

（2）当該特定事業区域に係る特定事業が施工されている間に、第22条の2（第4号に係る部分に限る。）の規定による命令を受けた者

（3）当該特定事業区域について前2項の規定により行った水質検査又は土壌検査の結果が水質基準又は土砂基準に適合しなかった者

（4）当該特定事業区域について前2項の規定による検査を行わなかった者

4 第7条の2第2項及び第3項の規定は、前3項の規定による検査を行った者について準用する。

一部改正〔令和2年条例12号〕

（関係書類の閲覧）

第18条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の施工を管理する事務所において、当該特定事業が施工されている間、当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

2 知事は、第9条の許可をした特定事業が施工されている間及び当該特定事業の全部を完了し、若しくは廃止した日、当該特定事業に係る第23条第1項の規定による当該許可の取消しのあった日又は前条第3項の規定による検査が終了した日のうち最も遅い日から5年を経過するまでの間、当該特定事業に関しこの条例の規定により提出のあった書類を、周辺住民その他の生活環境の保全又は生活の安全の確保上の利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧に供しなければならない。

一部改正〔令和2年条例12号〕

（標識の掲示等）

第19条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業場の見やすい場所に、規則で定めるところにより、その氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業区域と特定事業区域以外の地域との境界に、規則で定めるところにより、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。

（特定事業の完了等）

第20条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の全部又は一部を完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該届出に係る特定事業区域が第9条の許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第1項の規定による届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和2年条例12号〕

(特定事業の廃止等)

第21条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止し、又は休止しようとするときは、当該特定事業の廃止又は休止後の当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。休止の届出をした特定事業を再開したときも、同様とする。

3 前項の規定による廃止の届出があったときは、第9条の許可は、その効力を失う。

4 知事は、第2項の規定による廃止の届出があったときは、速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知しなければならない。

5 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、第2項の規定による廃止の届出に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第22条 第9条の許可を受けた者が当該許可に係る特定事業を譲り渡し、又は同条の許可を受けた者について相続、合併若しくは分割があったときは、その特定事業を譲り受けた者又は相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該許可に係る特定事業を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により第9条の許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その事実を証する書面その他規則で定める書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第11条第2項の規定は、前項の規定による届出があった場合について準用する。

一部改正〔令和2年条例12号〕

(改善命令)

第22条の2 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、適正な土砂等の埋立て等の実施を確保するため、期限を定めて、特定事業の施工に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(1) 施工する特定事業が第10条第1項第2号、第3号、第7号、第8号、第9号、第11号若しくは第12号又は同条第2項第1号(同条第1項第2号、第3号、第8号及び第11号に係る部分に限る。)、第4号若しくは第5号に掲げる事項に適合していないと認めるとき。

(2) 施工する特定事業が第12条第1項第3号又は同条第2項第3号の構造上の基準に適合していないと認めるとき。

(3) 第13条(第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第17条第1項の規定による水質検査又は土壌検査を行っていないと認めるとき。

(5) 第19条第1項の規定による標識を掲示せず、又は同項に規定する事項の全部若しくは一部を記載していないと認めるとき。

(6) 第19条第2項の規定による境界を明らかにする表示を行っていないと認めるとき。

追加〔令和2年条例12号〕

(許可の取消し等)

第23条 知事は、第9条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。

(1) 第7条第2項若しくは第3項又は第8条第2項の規定による命令に違反したとき。

(2) 不正の手段により第9条又は第14条第1項の許可を受けたとき。

(3) 次のアからエまでのいずれかに該当するに至ったとき。

ア 第12条第1項第6号イ若しくはウ(第30条、第30条の2若しくは第33条(第30条及び第30条の2の規定に係る部分に限る。))の規定若しくは廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(廃棄物処理法第25条から第27条までの

規定に係る部分に限る。)の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号シ、ス若しくはチに該当するに至ったとき。

イ 第12条第1項第6号セからタまで(同号イ若しくはウ(第30条若しくは第30条の2の規定若しくは廃棄物処理法第25条から第27条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)又は同号シ若しくはスに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

ウ 第12条第1項第6号セからタまで(同号オ又はケに係るものに限る。)のいずれかに該当するに至ったとき。

エ 第12条第1項第6号アからウまで、オからキまで、ケからサまで又はセからタまでのいずれかに該当するに至ったとき(アからウまでのいずれかに該当する場合を除く。)

(4) 第13条(第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付した条件に違反したとき。

(5) 第14条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

(6) 第15条から第17条まで、第18条第1項又は第19条の規定に違反したとき。

(6)の2 不正の手段により第22条第2項の規定による承継の届出を行ったとき。

(7) 前条又は次条第1項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定による第9条の許可の取消しを受けた者(当該取り消された許可に係る特定事業について次条第1項の規定による命令を受けた者を除く。)は、当該取り消された許可に係る特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

一部改正〔令和2年条例12号〕

(措置命令)

第24条 知事は、第9条又は第14条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、当該特定事業に使用された土砂等の撤去その他の当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、第20条第3項、第21条第5項又は前条第2項の規定に違反した者に対し、その特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(関係書類の保存)

第25条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業について第20条第1項の規定による全部の完了の届出若しくは第21条第2項の規定による廃止の届出をした日、第23条第1項の規定による許可の取消しを受けた日又は第17条第3項の規定による検査が終了した日のうち最も遅い日から5年間、第15条の3の規定により作成した土砂等管理台帳及び当該特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写しを保存しなければならない。

一部改正〔令和2年条例12号〕

第5章 雑則

(立入検査等)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に関係する者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に関係する者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔令和2年条例12号〕

(関係行政機関への照会等)

第26条の2 知事は、第11条に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

追加〔令和2年条例12号〕

(手数料)

第27条 次の表の左欄に掲げる許可を受けようとする者は、同表の右欄に掲げる額の手数料(以下「手数料」という。)を当該許可の申請の際に納付しなければならない。

第9条の規定による許可	1件につき	52,000円
第14条第1項の規定による変更の許可	1件につき	33,000円

2 既に納付した手数料は、還付しない。

(市町の条例との関係)

第28条 この条例の規定は、市町が、特定事業以外の土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに災害の発生の防止に関する事項について条例で必要な事項を定めることを妨げるものではない。

一部改正〔平成16年条例47号〕

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条の許可を受けた者であって、第7条第1項の規定に違反して土砂等の埋立て等をしたもの

(2) 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第23条第1項又は第24条の規定による命令に違反した者

(3) 第9条又は第14条第1項の規定に違反して特定事業を行った者

一部改正〔令和2年条例12号〕

第30条の2 第22条の2の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

追加〔令和2年条例12号〕

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条の2第1項又は第17条第1項から第3項までの規定による検査を行わなかった者

(2) 第7条の2第2項(第17条第4項において準用する場合を含む。)又は第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第15条の規定に違反して、土砂等の搬入に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(3)の2 第15条の3の規定に違反して、土砂等管理台帳を作成せず、又は同条各号に掲げる事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

(4) 第26条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(5) 第26条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一部改正〔令和2年条例12号〕

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第14条第3項、第20条第1項、第21条第2項又は第22条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第25条の規定に違反した者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第30条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

一部改正〔令和2年条例12号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

2 土砂基準及び水質基準の設定については、知事は、前項本文に規定するこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても愛媛県環境審議会の意見を聴くことができる。

(経過措置)

3 施行日において現に特定事業を行っている者は、同日から起算して2月間は、第9条の許可を受けないで当該特定事業を行うことができる。その者が当該期間内に同条の許可を申請した場合において、当該申請に対し許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

4 前項の規定により特定事業を行うことができる場合においては、その者を第9条の許可を受けた者とみなして、第19条、第20条、第21条(第3項を除く。)、第23条及び第24条第2項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。この場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条第1項	当該許可に係る特定事業場	その特定事業場
第19条第2項	当該許可に係る特定事業区域	その特定事業区域
第20条第1項	当該許可に係る特定事業	その特定事業
第20条第2項	前項	附則第4項の規定により読み替えて適用される前項
	特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに当該届出に係る特定事業区域が第9条の許可の内容に適合しているかどうか	特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生の防止のために必要な措置が講じられているかどうか
第20条第3項	前項	附則第4項の規定により読み替えて適用される前項
	第1項	附則第4項の規定により読み替えて適用される第1項
第21条第1項	当該許可に係る特定事業	その特定事業
第21条第2項	当該許可に係る特定事業を廃止したとき、又は2月以上休止しようとするとき	その特定事業を廃止したとき
	ならない。休止の届出をした特定事業を再開したときも、同様とする。	ならない。
第21条第4項	第2項	附則第4項の規定により読み替えて適用される第2項
	速やかに、当該届出に係る特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁がないかどうか並びに	速やかに、
第21条第5項	前項	附則第4項の規定により読み替えて適用される前項
	第2項	附則第4項の規定により読み替えて適用される第2項
第23条第1項	次の各号のいずれかに該当するとき	第7条第2項若しくは第3項若しくは第8条第2項の規定による命令又は附則第4項の規定により読み替えて適用される第19条の規定に違反したとき
	当該許可を取り消し	その特定事業の廃止を命じ
	当該許可に係る特定事業	その特定事業
第23条第2項	前項の規定による第9条の許可の取消しを受けた者(当該取り消された許可に係る特定事業について次条第1項の規定による命令を受けた者を除く。)	附則第4項の規定により読み替えて適用される前項の規定により特定事業の廃止を命ぜられた者
	当該取り消された許可に係る特定事業に使用された	当該廃止を命ぜられた特定事業に使用された
第24条第2項	第20条第3項、第21条第5項又は前条第2項	附則第4項の規定により読み替えて適用される第20条第3項、第21条第5項又は前条第2項

附 則(平成16年12月24日条例第47号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。(後略)

附 則(令和2年3月27日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第15条の改正規定(同条に2項を加える部分(同条第3項に係る部分を除く。))に限る。)、第17条第1項の改正規定(「特定事業」の下に「(施工期間が1年を超えるものに限る。)」を加える部分に限る。)、同条第2項の改正規定、第18条第2項の改正規定(「完了」を「全部を完了し、」に、「廃止の日又は」を「廃止した日、」に改める部分に限る。)、第20条第1項の改正規定、第22条第1項の改正規定、第25条の改正規定(「第20条第1項の規定による」の下に「全部の」を加える部分に限る。)、第26条の次に1条を加える改正規定及び第31条第1号の改正規定(「届出をしないで土砂等の搬入をし」を「土砂等の搬入に係る届出をせず」に改める部分に限る。)並びに附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に改正前の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「旧条例」という。)第9条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

3 改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第7条の2第1項の規定は、施行日以後に新条例第7条第2項又は第3項の規定による命令を受けた者に係る水質検査及び土壌検査について適用する。

4 新条例第9条の2(新条例第14条第4項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日後に新条例第9条又は第14条第1項の規定により許可の申請を行おうとする者について適用し、施行日前に旧条例第9条又は第14条第1項の規定により許可の申請を行った者については、適用しない。

5 施行日前に行われた旧条例第14条第1項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分がされていないものは、当該許可の申請に係る事項が新条例第14条第1項本文に規定する事項に該当する場合には同項本文に規定する事項に係る同項の許可の申請とみなし、旧条例第14条第1項の規定による許可の申請に係る事項が新条例第14条第1項本文に規定する事項に該当しない場合には施行日に同条第3項の規定によりされた届出とみなす。

6 新条例第15条第3項、第15条の2及び第15条の3の規定は、施行日以後に特定事業場に搬入する土砂等に係る届出、展開検査等及び土砂等管理台帳の作成について適用する。

7 新条例第17条第3項の規定は、施行日以後に新条例第20条第1項の規定により特定事業の全部を完了した旨を届け出た者、新条例第21条第2項の規定により特定事業を廃止した旨を届け出た者又は新条例第23条第1項の規定により新条例第9条の許可を取り消された者に係る水質検査及び土壌検査について適用する。

8 新条例第22条第2項の規定は、施行日以後に同条第1項の規定により地位の承継をした者に係る届出について適用し、施行日前に旧条例第22条第1項の規定により地位の承継をした者に係る届出については、なお従前の例による。

9 この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定にあつては、当該改正規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。